

朝霞市コミュニティ協議会コミュニティ啓発物品貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝霞市コミュニティ協議会が所有するコミュニティ啓発物品（以下「啓発物品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 朝霞市コミュニティ協議会が貸し出す啓発物品は、別表のとおりとする。

(貸出条件)

第3条 啓発物品の貸出しは、コミュニティの推進又は啓発に資する目的で、市内の団体が使用する場合に限る。

- 2 営利目的での啓発物品の使用は認めない。
- 3 貸出期間は、1団体に対し1週間とする。
- 4 朝霞市コミュニティ協議会は、啓発物品使用中における怪我等について一切の責任を負わないものとする。

(貸出承認申請)

第4条 啓発物品の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、利用しようとする3ヶ月前から利用期間前日までに、コミュニティ啓発物品貸出承認申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、朝霞市コミュニティ協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。貸出しは、先着順に行う。

(貸出承認)

第5条 会長は、前条の申請があつた場合、啓発物品の貸出しを承認したときは、申込者にコミュニティ啓発物品貸出承認書（様式第2号）を交付する。

- 2 申込者は、啓発物品の貸出しを受けるときは、貸出承認書を提示しなければならない。

(申込者の遵守事項)

第6条 申込者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 啓発物品を転貸しないこと。
- (3) 啓発物品を返却するときは、必ず物品を清掃すること。**
- (4) 啓発物品の紛失、破損等があつたときは、その損害を賠償すること。
- (5) その他会長が特に付した条件に従って使用すること。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月25日から施行する。
- 3 この規定は、平成29年7月1日から施行する。